

【1991年3月20日】育児休業等に関する法律案（仮称）要綱について
婦人少年問題審議会

「育児休業等に関する法律案（仮称）要綱」について（答申）

平成三年三月二〇日

労働大臣 小里 貞利殿

婦人少年問題審議会 会長 渡邊 道子

「育児休業等に関する法律案（仮称）要綱」について（答申）

平成三年三月一四日付け労働省発婦第三号をもって諮問のあった「育児休業等に関する法律案（仮称）要綱」については、平成三年三月五日付けの当審議会の建議にかんがみ、おおむね妥当と認める。

なお、労働者委員及び使用者委員から別紙のとおり意見があったことを申し添える。

労働者委員の意見

育児休業法については、単に法律の枠組みを作ることにとどまらず、実効確保を図る措置を盛り込むことが重要であり、下記の意見を付記する。

- 1 建議では、休業期間中の経済的援助について、「広範、かつ、多角的な観点から論議が必要」であると述べている。できるだけ早急に検討し生活保障措置を講ずること。
- 2 原職又は原職相当職への復帰、勤続期間への算定、年次有給休暇の付与日数の算定など、職場復帰又は復帰後の労働条件等について、不利益取扱いを禁止すること。
さらに、法の実効性を確保するため、罰則規定を設けること。
- 3 事業規模による適用の猶予措置は設けるべきでなく、請求権を認めた上で、政策的な支援措置を講ずること。

使用者委員の意見

育児休業等に関する法律案要綱の答申に際して、左記のとおり意見を申し述べる。

- 1 今般の育児休業制度の法的整備に関する審議に当たっては、労使及び公益の各側委員によってわが国の将来と現実とを考え合わせた真剣な検討が行われた結果、それぞれに不満な点は残しながらも現時点における妥当な結論が見いだされ、法律案要綱として取

りまとめられたものである。

今後、法律案が形成され審議が行われる過程においては、これが三者委員の厳粛な結論であることに思いを致され、いやしくも内容趣旨の変更等が行われることのないよう、強く要請する。

- 2 小規模の企業にあっては、特に代替要員の確保において困難の度合いが高い等の点から、猶予措置と短期労働市場の確立等の措置とが必要である。
- 3 労務の提供が行われないにもかかわらず賃金若しくは類似の支給を企業に義務づけること、あるいは雇用関係が存続し、また、任意性のある育児休業に対して保険ないしこれに準じた制度を設けることは、必要がない。